

# “人権”って?



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君

- 誰もが生まれながらに持つ権利
  - 人が人らしく生きる権利
  - 全ての人が幸せになれる権利
- それが人権です。

人権は誰にとっても身近で大切なものです。  
互いにそれぞれの人権を尊重し、幸せを思いやることによって  
日々守られていくべきものだと私たちは考えています。

## ●人権相談はこちらへ●

秘密は守ります。  
相談は無料です。  
気軽にご相談ください。

人権についての相談はなんでも

みんなの  
人権110番 0570-003-110

この電話はおかげになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの  
人権110番 0120-007-110

子どもの人権についての専用相談電話です。

いじめや虐待などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分  
(全国共通・通話料無料)

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権  
ホットライン 0570-070-810

女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています



sos-eメール

インターネット人権相談

検索Q

<https://www.jinken.go.jp/>



\*端末の環境により、御利用できない場合があります。

私たちに話してみませんか  
**“人権擁護委員”は、あなたの街の相談パートナー**

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、活動する民間の方々です。

### 1どんな人?

人権擁護委員は、全国すべての市町村にいます。

人権擁護委員は、日常生活に埋もれていける人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱されます。

人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経験を持った人が就任しています。

### 2どんな制度?

人権擁護委員の制度は、昭和23年にスタートした、歴史ある制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動(このリーフレットの説明参照)をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動を行っています。

人権擁護委員の制度は、民間の人が国と一体となって、人権を守る制度なのです。

### 3委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章(バッジ)を着けています。

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ

き章